

第2章 各論

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

第一次改定では、「人権教育を進めるためには、4つの側面から～」とあるが、今回の改定(原案)では、「学校等において、3つの視点から人権教育をとらえ～」となっています。同じ内容の説明と思われませんが、「4つの側面」から「3つの視点」となった説明をお願いします。

島根県教育委員会は、平成27年3月に「人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」を発行しました。この指導資料では、4つの側面の中で「人権としての教育」「人権を通じての教育」「人権についての教育」の3つに視点をあてることで、「人権のための教育」が実現するという立場を取っています。

<人権同和教育課>

1 学校教育等における人権教育の推進

④高等教育機関等における人権教育の推進

「～理解と対応を求めています。」に続いて、「特に、特定従事者を養成する高等教育機関において人権意識を高めるための教育の強化を要請します。」を加えてはいかがでしょうか。

「大学等の高等教育機関で学ぶ学生に対するハラスメントの防止など、人権尊重姿勢を徹底するよう求めます」も加えてはいかがでしょうか。

特定職業従事者に対する人権研修は、各職場において実施されていますが、特定職業従事者の養成段階においても実施する必要があると考えております。また、学生に対するハラスメントに関する事案は、近年、頻繁にマスコミ報道がされており、大学等の高等教育機関における教職員等に対する人権研修の強化が必要であると考えています。ご意見の趣旨を踏まえ方針の中にどのように記載するのか検討をしてみたいです。

<人権同和対策課>

2 社会教育における人権教育の推進

意識調査で研修参加者が66.4%にとどまっているのは、社会教育での活動に問題があるのではないのでしょうか。職場や自主組織における具体的な施策の強化が必要と考えます。

県や市町村などが実施する研修については、県民や企業に対し、効果的な周知・広報を行い、また、研修の内容、日時などにおいて参加頻度を向上させる方策をとる必要があると認識しております。

ただ、それだけでは、忙しく働いておられる方々などが参加するには不十分ですので、企業や自治会等の自主組織において、自ら研修を積極的に実施していただきたいと考えています。県としましても、啓発指導講師の派遣事業の周知・広報を強化し事業の利用を促すなど、これまで以上にその取組を支援する必要があると考えています。

<人権同和対策課 人権啓発推進センター>

①様々な場で学習機会の提供

「公民館や図書館」となっていますが、公民館は日常的に地域住民が利用する社会教育の場です。従って、「公民館」における学習機会の提供にかかる記述を一項追加してはどうでしょうか。

公民館は地域づくりの中心となって、各種の事業を実施している総合的な社会教育施設である点で、図書館や博物館などとは異なります。人権に関する学習機会を提供する上で、公民館について特筆すべきものがないか、関係課の意見も踏まえ検討いたします。

<人権同和対策課 人権啓発推進センター>

また、図書館、博物館などとなっていますが、美術館や水族館など県立の公立社会教育施設も併せて列記してはどうでしょうか。

公立社会教育施設にはいろいろなものがありますので、人権学習に関係が深く、県民になじみのある施設のうち代表的なものを例示するという考え方で記述させていただいております。

<人権同和対策課 人権啓発推進センター>

3 家庭における人権教育の推進

～親子ともに人権感覚が身につくことを目指す 取り組みとして「しまねのふるまい推進プロジェクト」の取り組みを記載してはどうでしょうか。

県では、「ふるまい向上」を合言葉に、社会全体、全ての年代でふるまいを向上させる県民運動を展開しています。“ふるまい”とは礼儀、作法、しつけ、道徳、倫理観、思いやりなどの総称をいいます。人権が尊重される社会を築くためには、県民一人ひとりが人権感覚を身につけていく必要があります。特にこどもの場合は家庭での人権教育は重要であり、「ふるまい向上」の県民運動は親子ともに人権感覚を身につけるうえでも重要な取り組みであると考えています。

記載の有無、方法については、関係課の意見も踏まえ検討いたします。

<人権同和教育課>

5 特定職業従事者に対する人権教育の推進

子どもたちの集団活動の場として、学校以外にも放課後児童クラブやスポーツ少年団等がありますが、そこでの過ごし方によって学校での人権関係に影響を与えていることがあるようです。教職員だけでなく、日常的に子供に接している様々な立場の方への研修の場が必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

子どもに日常的に接する立場にある方々については、人権の尊重についての正しい理解と認識を、しっかりともっていただいております。必要があると考えております。

委員ご指摘の放課後児童クラブとスポーツ少年団についてですが、どちらも人権について研修の場が設けられております。

放課後児童クラブについては、県子ども・子育て支援課が島根県社会福祉協議会に委託して開催している放課後児童支援員を対象とした研修の中で、子どもの人権等に関して、職務を遂行する上での知識や心得などを習得することとされております。

また、スポーツ少年団の指導者はほとんどがボランティアですが、公益財団法人日本体育協会が実施する指導員養成講習会の共通科目に「スポーツ指導者の倫理」が含まれており、毎年度受講しなければならないこととされています。その中で、他者の人格を尊重し、ハラメントや差別などの反倫理的言動をしてはならないことなどにふれています。

<人権同和对策課 人権啓発推進センター>

II 各人権課題に対する取組

10「インターネット～」と11「性的少数者～」は、入れ替えてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。何故なら、1～9は、主に特定の人を対象とした項目になっており、性的少数者もその続きにおき、その後で「インターネット」・「様々な人権課題」を置いた方が、違和感なく読めるように思います。

「インターネットによる人権侵害」と「性的少数者」の項目を入れ替えたいと考えます。

<人権同和対策課>

1 女性の人権課題

2. 施策の基本的方向性

暴力を受けている女性や職業を持っている女性への支援も重要ですが、それだけでなく、母子家庭の母親への支援、妊娠している女性への支援、不妊に悩む女性への支援、乳がんなど女性特有の病気を患っている女性への支援なども加えてほしいと思います。女性の多様な生が尊重されることを願っています。

ご指摘のあった各支援につきましては、県として重要な課題と考え各担当課において、推進計画等を策定し支援に取り組んでおります。これらを方針の中に記載するのか、記載するとすればどのような記載とするかについては、今後、関係課の意見も踏まえ検討いたします。

<人権同和対策課>

(4) DV等女性に対する暴力防止の取組と支援

DV、児童虐待は被害者が声を上げにくい現実があり、また隠れたところに多くの被害があると思われる。相談しやすい体制。組織づくりが必要と考える。民生委員や地域住民の防止・支援のための役割はどのようになっているのか。

DVや児童虐待などの虐待の防止については、様々な啓発活動を行うとともに、被害者が相談しやすい環境づくりのために相談機関、相談ダイヤルの周知を行っています。学校においては、担任や養護教諭等が日常的な変化に気になる点があれば、児童生徒に声をかけ、情報を入手し、必要に応じて関係機関とも連絡をとり、早期に対応を行っています。

民生委員は地域住民の中から選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行っています。そして、必要に応じて、行政と連携を取りながら住民への支援を行っています。これらの活動を通じて、児童虐待を発見し、児童相談所等と連携・情報共有し合いながら、親子を支援する体制を整えていったケースもあります。

<人権同和対策課>

2 子どもの人権課題

2. 施策の基本的方向性

どこかの項目に「SSW(スクールソーシャルワーカー)」の役割を位置づけてはいかがでしょうか。

不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、虐待の背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境に課題がある事案も多いと考えております。その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められています。

SSWの職務としては、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動があります。

子どもの置かれている環境に働きかけることから、子どもの貧困対策としての期待も大きいと考えております。子どもの貧困対策の取組の推進の中に、位置づけることを検討していきます。

<教育指導課 子ども安全支援室>

3. 基本方針第1次改定以降の主な取組と成果

いじめの問題への取組で「いじめ相談テレフォン」による電話相談について

対応をした結果、解決できたか、効果が知りたい。

島根県における「いじめの実態」の概要を知りたい。

平成28年度のいじめの認知件数は、小学校1,027件、中学校422件、高等学校113件、特別支援学校56件、国公私立の合計1,643件です。1,000人あたりの認知件数は、島根県21.8件、全国23.9件であり、島根県の認知件数は、全国平均より低い状況にあります。

平成28年度末時点でいじめが解消している92.0%、解消に向けて取組中7.5%です。

いじめの様態は、冷やかし、からかい、悪口などが最も多い、軽くぶつかられる、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりするなどが続いています。

認知件数は全国と同様に増加傾向であるが、この理由は、積極的な認知の結果だと受け止めています。積極的な認知を進め、早期に組織で対応することに取り組んでいます。

平成28年度の「いじめ相談テレフォン」による相談件数合計は248件、いじめの相談は27件(11%)です。このうち、相談によって学校や教育委員会に直接つなぐケースは、数件にとどまっています。

相談者の思いを傾聴し、しっかり寄り添うことを原則としているため、すべてのケースで対応することにはなっていませんが、必要に応じて、連携をとって対応している状況です。

<教育指導課 子ども安全支援室>

3 高齢者の人権課題

2. 施策の基本的方向性

(4) 新たな共助の仕組みづくりの推進（社会参加の促進）

新たな共助の仕組みづくりが全県下でどのように進められているのか、市町村もしくは市町村社会福祉協議会へアンケートを実施し、その実態を把握してはどうでしょうか。

全国に先駆けて高齢化が進んでいる島根県では、高齢者一人ひとりが年齢にとらわれることなく生涯現役で生活し、積極的に社会参加できるよう、県民との協働による生涯現役社会づくりの取組を進めているところです。

新たな共助の仕組みづくりの実態調査についてご意見をいただいております。高齢者による支え合い活動のすべての取組を調査しているものではありませんが、老人クラブが実施する日常生活の困りごと支援などの支え合い活動、ボランティア活動の実施状況は別紙のとおりで、県老人クラブ連合会が毎年取りまとめています。

また、島根県社会福祉協議会が市町村社協現況調査を毎年取りまとめており、その中で、高齢者ふれあいいきいきサロンの実施状況を把握しています。 <高齢者福祉課>

(5) 権利擁護の推進 の③

「高齢者を狙う悪質商法」とともに「特殊詐欺」に関する被害防止に取り組む必要があると考えますが、追記してはいかがでしょうか。

追記したいと考えます。

<人権同和対策課>

4 障がいのある人の人権

2. 施策の基本的方向性

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法のわかりやすい紹介や具体的なサポートあるいは事例集などを作成し、県民や子どもに理解していただくよう啓蒙活動を進めていただきたい。

障害者差別解消法については、障害者週間における街頭啓発や、県政広報番組、新聞など、様々な機会や媒体を活用して、普及啓発を実施しています。内閣府においては、合理的配慮の提供等の事例を地方公共団体などから収集・整理し、事例集としてとりまとめており、この事例集の活用も図っていきたいと考えます。

なお、障がい者に対する差別については、障がいに関する知識・理解の不足や意識の偏りに起因することが大きいことから、県が実施する「あいサポート運動」の活動を通じて、子どもを含む県民一人ひとりの障がいに対する正しい理解が深まるよう、啓発を進めてまいります。

<障がい福祉課>

(2) 障がいに対する理解の促進

島根県障がいアート作品展も8年経過しました。毎年作品集を刊行してきたが好評を博しています。つきましては、作品集作成発行にあたって、その財政的支援を県として行っていただきたい。

障がい者アート作品展には毎年魅力的な作品の応募があり、作品展終了後にも多くの方に作品を見ていただくことは、障がい者の社会参加の促進、障がいに対する理解の促進、文化芸術の振興に大変有益であると認識しています。

こうした観点からも、作品の紹介や価値の発信については、有効な手法を検討していきます。

<障がい福祉課>

11 性的少数者の人権課題

2. 施策の基本的方向性

(1) 県民に対する取組

啓発資料の配布等広く啓発することも大切と考えますが、ターゲットを絞って段階的に研修をしていってはどうでしょうか。

(例：第一段階は、影響力のある方として、民生委員や社会教育委員の方に。)

性的少数者の人権については、理解が必ずしも容易ではありませんので、啓発資料の配布等にとどまることなく、研修を積極的に行っていくことが必要であると考えております。

当センターでは、平成19年度から、性同一性障害者の人権を中心に、行政職員などを対象とした研修を毎年行ってまいりました。来年度は、行政職員等を対象として、性的少数者の人権全般の講義を行う研修を、県内8地域で実施する予定です。民生委員や社会教育委員も対象となります。

今後、さらに対象をしばって段階的に性的少数者の人権の研修を進めていくかは、当センターの事業全体の中で検討してまいりたいと思います。

<人権同和对策課 人権啓発推進センター>

(2) 学校教育における取組

リーフレットや指導事例集の作成配布が必要と考えます。

また、制服の問題について、議論していくことが大切だと考えます。

性的少数者の児童生徒に対する周囲の理解を進めたり、児童生徒が自分の望む環境で学校生活をおくることは重要であると考えています。ご指摘のあった事項につきましては 第二次改定を踏まえ、関係課と検討してまいります。

<人権同和教育課>

12 様々な人権課題

(8) 災害時の配慮

2. 施策の基本的方向性

(1) 要配慮者の支援体制の推進

要配慮者支援体制づくりが全県下でどのように進められているのか、市町村へアンケートを実施し、その実態を把握してはどうでしょうか。また、県内の具体的な体制づくりや活動事例を紹介してはいかがでしょうか。

要配慮者への対応については、福祉部局が中心となって担っている市町村もあることから、防災部局に加え福祉部局にも、要配慮者に関する研修会の案内や、担当者会議等の場を活用して、情報共有や支援を行っています。

今年度については、避難所等での良好な環境を維持するため、既に福祉避難所マニュアルを策定している市からの策定手順などの具体的な説明や、他県の先進的な取組として、京都府職員を講師として招き、「京都府の要配慮者支援の取組」について、事例研究などを行っています。

また、各市町村の状況把握については、各市町村の課題や取組内容などについて、直接職員が出向き聞き取りを行っています。

具体の事例としては、障がい者自立支援協議会において、個別計画の作成に取り組まれている市町村や、個別計画の作成時にはケアマネージャー等からアドバイスを求め、それぞれの要配慮者の実情に応じた計画の策定に取り組まれている市町村もあります。

今後も、研修会の開催や市町村と意見交換を行い、災害時における要配慮者対策に連携して対応してまいります。

< 防災危機管理課 >